

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 土曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年9月22・29日(土) 午後7時~9時	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	22日 土曜日グループ 6名(永田、森下、山本、片山、金子、中野)		
	29日 土曜日グループ 5名(永田、森下、山本、片山、中野)		
	職員 1名(和田)		
内 容			
<p>1. 最終提言に向けての検討について</p> <p>永田委員、片山委員、山本委員から出された提案を検討し、グループとして別紙のとおりまとめた。</p> <p>(別紙参照)</p> <p>2. 今後の日程について</p> <p>(全体会議)</p> <p>10月3日、13日、20日、27日</p> <p>・10月20日の全体会議を運営委員会にしたほうがよい。そこで提言(案)をまとめて、27日の全体会議に提案する。</p>			

市民参画と協働に関する条例策定における提言草案

平成 19 年 9 月 30 日

市民参画条例策定委員会
土曜日グループ委員会

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>はじめに 社会の成熟化、少子高齢社会の到来、市民意識の高まり、地方分権の動きといった社会変化を受けて、西宮市においても、市民参画・協働を推進していくことが求められています。</p> <p>西宮市においては、これまでも、市長が直接市民の意見を聴く「まちかどトーク」、市民と市が協働してまちづくりを考える「まちかどワーク」、市が立案した計画等に対して市民に意見を募集する「意見提出手続（パブリックコメント）」の実施など、さまざまな市民参画手法を市政に取り入れてきました。</p> <p>しかし、これらは参画と協働のひとつの道具でしかありません。また、市役所の各部署によってその取扱いが統一されていません。市全体で市民参画・協働に取り組むためには十分だとはとても言えません。</p> <p>市民参画・協働に関する基本条例を制定して、市民と市が共に手を携えてまちづくりを進めていくための基本的な仕組みやルールをしっかりと定める必要があります。</p>	<p>はじめに 平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことにより、自治体が、独自に地域の実情にあった行政を行うことができるようになるとともに、「地方でできることは地方で」、「自分たちでできることは自分たちで」といったように、自分たちのまちは自分たちでつくっていくことが求められています。まだまだ現状を是とする保守的な方々も沢山おられますが、市民、事業者、NPO、行政等がお互いに知恵を出し合い、役割分担し、一体となってまちづくりをすることが求められています。</p> <p>さらに、高度経済成長期までは、大量生産、大量消費に象徴されるように、全国どこでも同じようなサービスを一律・均等に提供することが求められてきましたが、近年においては、個人の価値観やこだわりといった個性が大切にされるようになり、一人ひとりや地域にあったサービスが求められるようになってきました。このことは行政サービスにおいても同じです。</p> <p>このような時代の変化に対応するためには、参画と協働による市政運営を行う必要があり、その新たな仕組みを定めるのは、自治体の最高の法形式である「条例」がふさわしいと考えています。（西宮市 HP より引用）</p> <p>そこで本市では、「(仮称)市民参画条例策定委員会」を組織して、市民が主体となって市民参画・協働に関する条例に定めるべき内容を検討しました。この度、その内容を「市民参画と協働に関する条例策定における提言」として取りまとめたものであります。</p> <p>「市民の力を活用する」を文中へ挿入したい</p> <p>平成19年10月吉日</p> <p>(仮称)市民参画条例策定委員会</p>

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>1. (仮称)市民参画条例を制定する意義について</p> <p>1. 1. 条例を制定する意義等 「市民の参画と協働によって西宮をどういうまちにしていきたいのか」という市民の想いや、「西宮の特色や市民の願いはどのようなものなのか」といったことを、条例の前文等に明記する。</p> <p>1. 2. (仮称)市民参画条例で定めるべきこと (仮称)市民参画条例には、次のような市民参画・協働のための仕組みやルールを定めるべきだと考えます。</p> <p>(1) 市民参画の仕組み (→4～6) 「市民参画」とは、「市民が主体となったまちづくりを推進するために、市民が、市の政策などの立案、実施、評価に積極的に参画し、意見が反映されること」をいいます。 そのために、次のような仕組みを条例で定めます。</p> <p>①行政発案型の参画手法 = 市の機関が発案者となる政策等に対して市民が意見を述べるための市民参画の仕組み → (5. I)</p> <p>②市民発案型の参画手法 = 市民が自ら政策等の発案者となって市の機関に提案できる仕組み → (5. II)</p> <p>(2) 市民と市の協働 (→8) 「協働」には、「市民と市の協働」と市民や事業者が一緒になって行う「市民同士の協働」があります。具体的な仕組み等については、今後の検討課題です。</p> <p>①「市民と市の協働」とは、「まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながらともに活動すること」をいいます。</p> <p>②「市民同士の協働」については、議論をしているところです。市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市がそのための基盤を整備したりさまざまな支援を行うこと(拠点の整備や人材の育成など、市民同士の協働を推進するための仕組み)に関する規定を設けるべきだとの意見もあります。</p> <p>(3) コミュニティ活動を推進する仕組み (→9) 「コミュニティ活動」とは、「快適な地域社会を実現するために、市民が、</p>	<p>1. 市民参画と協働に関する条例を制定する意義等</p> <p>1. 1. 条例を制定する意義 「市民発・市民着」をスローガンに市民参画と協働を市民の身近なものにするためには、わかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価の仕組みを定めるべきです。 この条例を制定することにより、一人でも多くの市民が市とともに考え行動し、市民の力を活用して「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進していくべきと考えます。</p> <p>1. 2. 条例の名称について 条例の名称については、次のものを提案します。 「市民参画協働推進条例」</p>

＜自らの権利と責任を自覚して＞、地域の課題を共有して主体的に解決に向かって行動すること」をいいます。

市民が主役のまちづくりを進めていくためには、身近な地域コミュニティに参画し、「地域の中の協働」を展開することが不可欠です。

そのため、「(仮称) 地区市民協議会」の整備等を提案します。

(4) 市民参画・協働を推進していくための仕組み(→7)

条例が有効に活用され、条例に基づいて市民参画・協働を推進していくための仕組みを定めます。

1. 3. 条例の名称について

条例の名称については、参画と協働のための条例であることがわかるように次のようなものを提案します。

- ・「西宮市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」
- ・「市民参画と協働を推進するための条例」
- ・「市民参画と協働の条例」
- ・「市民参画と協働の推進条例」 など

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>2. 市民参画と協働の理念、基本原則等について</p> <p>(1) 理念について</p> <p>①すべての市民は市政へ参画する権利を持ち、その機会は平等に与えられる。</p> <p>②市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。</p> <p>③市民と市は、市民参画を促進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。</p> <p>(2) 基本原則について</p> <p>①市民と市はそれぞれの役割を明確にし、その立場に応じた役割を果たすこと。</p> <p>②提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。</p> <p>③市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよう努めること。</p> <p>④市民と市は対等な立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果を発揮できるよう努めること。</p> <p>(3) 情報共有について</p> <p>①市の情報は市民のものである。</p> <p>②市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市は積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。</p> <p>③情報の提供および共有にあたり個人情報保護に配慮する。</p>	<p>2. 市民参画と協働の理念、基本原則</p> <p>2.1. 理念について</p> <p>すべての市民は市政へ参画する権利を持ち、その機会は平等に与えられる。市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。市民と市は、市民参画を促進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。</p> <p>2.2. 基本原則について</p> <p>市民と市はそれぞれの役割を明確にし、その立場に応じた役割を果たす。市民と市は提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよう努めること。市民と市は対等な立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果を発揮し、参画と協働が地域社会の共同利益の実現につながるよう努めること。</p> <p>2.3. 情報共有について</p> <p>市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市は積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。市民と市は情報の提供および共有にあたり個人情報保護に配慮する。</p>

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>3. 市民の定義、範囲と関係者の責務について</p> <p>(1) 市民の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有する者 ②市内の学校に在学する者 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体 ⑤当該事案について市の機関が認める者 <p>(2) 『市』・『市の機関』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市」とは、基礎自治体としての西宮市のことで、市議会や市の機関から構成されているものをいう。 ・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び公営企業管理者といった市の執行機関をいう。 <p>(3) 市民の役割・責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民は、参画・協働・コミュニティ活動にあたって、市全体の利益を考慮するとともに自らの意見と行動に責任を持つよう努める。 ②市民は、参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。 <p>(4) 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供する。 ②市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。 ③市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。 ④市は、市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければならない。 ⑤市は、基本理念に基づき市民参画・協働・コミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。 	<p>3. 市民、市の定義と役割</p> <p>3.1. 市民の定義</p> <p>本市住民の生活をより良く、より住み易く改善しようとする意志を持ち、提案し行動できる個人あるいは団体 当該事案について、市及び市の機関が認める個人あるいは団体</p> <p>3.2. 「市」・「市の機関」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市」とは、基礎自治体としての本市のことで、市議会や市の機関から構成されているものをいう。 ・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び公営企業管理者といった市の執行機関をいう。 <p>3.3. 市民の役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画・協働に積極的に関わり、その際市全体の利益を考慮するとともに自らの意見と行動に責任を持つよう努める。 <p>3.4. 市の役割等</p> <p>市民自らが市政について考え、行動することができるよう、保有する情報を公開し提供する。 市民参画の機会の確保に努めなければならない。 市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。 市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければならない。 基本理念に基づき市民参画・協働の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。</p>

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>4. 市民参画手続きについて</p> <p>4. 1 市民参画手続の対象</p> <p>(1) 市民参画手続を行うべき事項</p> <p>①市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>②(ア) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃 (イ) 市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃</p> <p>③規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>④市民生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入又は改廃</p> <p>(2) 市民参画手続を行わなくてよい事項</p> <p>①軽微なもの</p> <p>②緊急に行われなければならないもの</p> <p>③法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>④市の機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>4. 2 市民参画手続の手法</p> <p>(3) 具体的な参画手法</p> <p>①意見提出手続(パブリックコメント)</p> <p>②審議会等</p> <p>③ワークショップ</p> <p>④意見交換会(市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等)</p> <p>⑤その他適切なもの</p> <p>4. 3 市民参画手続の時期や手法の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が意見を反映することができるように、できるだけ早い段階から、市民参画手続を行うこととする。 市の機関は、適切な時期に、上記の方法のうちから、適切でかつ効果的なものを選び、1つ以上の方法を行うこととする。意見提出手続(パブリックコメント)については最低限行うべき。 しかし、特に市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶものについては、2つ以上の方法を行うこととする。そして、その場 	<p>4. 市が行なう市民参画手続き</p> <p>4. 1. 市民参画手続の対象</p> <p>(1) 市民参画手続を行うべき事項</p> <p>市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃</p> <p>市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃</p> <p>規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>市民生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入又は改廃</p> <p>(2) 市民参画手続を行わなくてよい事項</p> <p>軽微なもの</p> <p>緊急に行われなければならないもの</p> <p>法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>市の機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>4. 2. 参画手続の手法</p> <p>意見提出手続(パブリックコメント)</p> <p>審議会等</p> <p>ワークショップ</p> <p>意見交換会(市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等)</p> <p>住民投票(別途要詳細検討)</p> <p>その他適切なもの</p> <p>4. 3. 市民参画手続の時期や手法の選択</p> <p>市民が意見を反映することができるように、できるだけ早い段階から、市民参画手続を行うこととする。また、その手法については障害者等にも特段の配慮を行なうものとする。</p> <p>市の機関は、適切な時期に、上記の方法のうちから、適切でかつ効果的なものを選び、意見提出手続(パブリックコメント)とは別に1つ以上の方法を行うこ</p>

合には、意見提出手続（パブリックコメント）を含めるものとする。

4. 4 市民参画手続の原則

- ・市の機関は、参画の対象となる政策、市民参画手続の方法や日時等について、あらかじめ公表することとする。また、市民が参画するために必要な情報を積極的に提供する。
- ・市の機関は、提出された意見を真摯に検討する。
- ・市の機関は、どのような市民参画手続の方法をとったときも、市民から提出された意見の概要と、検討した結果等を公表することとする。
- ・市民参画手続を行うにあたって、開催日時や時間、場所等、市民が参画しやすいように努めるものとする。
- ・市民参画の対象となっている事案で、市民参画手続を行わなかった場合には、その理由を公表することとする。

4. 5 その他

- ・市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか（より効果的な手法等がなかったかなど）は、事後的に、モニタリングを行う（仮称）市民参画協働評価委員会（「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照）において審議、検討されます。

ととする。

特に市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶものについては、意見提出手続（パブリックコメント）とは別に2つ以上の方法を行うこととする。

4. 4. 市民参画手続の原則

市の機関は、参画の対象となる政策、市民参画手続の方法や日時等について、あらかじめ公表することとする。また、市民が参画するために必要な情報を積極的かつ公平に提供する。

市の機関は、提出された意見を真摯に検討する。

市の機関は、どのような市民参画手続の方法をとったときも、市民から提出された意見の概要と、検討した結果等を公表することとする。

市民参画手続を行うにあたって、開催日時や時間、場所等、市民が参画しやすいように努めるものとする。

市民参画の対象となっている事案で、市民参画手続を行わなかった場合には、その理由を公表することとする。

4. 5. その他

市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか（より効果的な手法等がなかったかなど）は、事後的に、モニタリングを行うこととし、（仮称）市民参画協働委員会において審議、検討することとする。

II. 市民政策提案手続

市の機関が市民から市の機関へ提案された政策の内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度（仕組み・フローチャートは別紙3参照）です。

市民政策提案制度の仕組みについて

1. 提案は市内に居住する市民 XX 人以上の連署をもって提案申請書を提出する。
2. 提案者グループがプレゼンテーションし、「(仮称) 市民参画協働評価委員会」(「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照)が審議する。その結果を提案者代表に通知する。
3. 提案内容及びその結果も別途市民に公表する。

6. 住民投票について

1. 住民投票を行う場合について
 - ・ 市政運営の重要事項について市民の総意を確認する必要があるとき
2. 投票有資格者について
 - ・ 西宮市内に住民票を有する者もしくは外国人登録している者
3. 請求権について
 - ・ 一定数あるいは一定割合以上の投票有資格者の署名
4. 投票結果の扱いについて
 - ・ 市は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

6. 住民投票について 4.2. へ記載するのみとした

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>7. 市民参画・行動を積極的に推進していくための仕組み</p> <p>(1) (仮称) 市民参画協働評価委員会</p> <p>①組 織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募による市民 ・市民公益活動団体を代表する者 ・学識経験者 ・市職員 ・その他、市長が適当と認める者 <p>②役 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申 ・「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申 ・上記2つ以外の、市民参画、協働及びコミュニティ活動の運用に関する事項 ・市民参画、協働及びコミュニティ活動の企画並びに推進に関する事項 ・市民参画条例の改正又は廃止に関する事項 ・その他、市が必要と認める事項 ・市民参画及び協働の方法の研究並びに改善 <p>(2) 「市民参画手続予定表」、「年次報告」、「推進計画」の作成について</p> <p>①市の機関は、市民参画を推進するための市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を作成しなければならない。</p> <p>②市の機関は、市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を広く市民に周知するよう努める。</p>	<p>6. 市民参画・協働を推進していくための仕組み</p> <p>6.1.(仮称)市民参画協働委員会</p> <p>組 織</p> <p>現審議会組織と同様とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が行なう公募による市民(本条例策定委員歴任者を含める) ・市民公益活動団体を代表する者 ・学識経験者 ・市職員 ・その他、市長が適当と認める者 <p>事務局(市職員)</p> <p>役 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申 ・「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申 ・上記2つ以外の、市民参画、協働の運用に関する事項 ・市民参画、協働の企画並びに推進に関する事項 ・市民参画協働推進条例の改正又は廃止に関する事項 ・市民参画及び協働の方法の研究並びに改善 ・その他、市が必要と認める事項 <p>6.2.「市民参画手続予定表」、「年次報告」、「推進計画」の作成</p> <p>市の機関は、市民参画を推進するための市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を作成しなければならない。</p> <p>市の機関は、市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を広く市民に周知するよう努める。</p>

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>8. 協働推進のための基盤作りについて</p> <p>(1) 市の機関の体制や組織など</p> <p>①参画と協働担当部署の設置</p> <p>②市職員の地域担当者制度の創設</p> <p>(2) 市民公益活動の支援拠点の整備</p> <p>市民公益活動の支援拠点（「(仮称) ボランティア支援センター」）を設置し、「協働コーディネーター」を置く。</p> <p>(3) 人材の育成について</p> <p>①リーダーの育成</p> <p>②メンバーの育成</p> <p>③コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成</p> <p>(4) 行政サービス登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市民公益活動団体と適正な協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。 ・市長は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の機会を拡大する。 ・市長は、登録を認めたときは、書類等の団体に関する情報を公開する。 ・市長は、登録団体が一定の条件に反するようなときは、登録を取り消すことができる。 <p>(5) 市民協働事業提案制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス登録制度に登録している団体は、市の機関が行っている事業に対して、その目的、成果等が同一であれば協働事業提案をすることができる。ただし、次の場合は除く。 ①法令などの規定により職員が直接実施しなければならないもの ②公権力の行使に関わるもの ③市の政策立案などの意思決定に関わるもの ④市民が業務を行うことで不利益が生じるもの ・提案方法については、市民政策提案手続の方法に順ずるものとする。 	<p>7. 参画協働推進のための基盤づくり</p> <p>7.1. 市の機関の体制や組織など</p> <p>参画と協働担当部署の設置</p> <p>市職員の地域担当者制度の創設</p> <p>7.2. 市民参画協働活動の支援拠点の整備</p> <p>市民参画協働活動の支援拠点（「(仮称) 参画協働支援センター」）を設置し、「参画協働コーディネーター」を置く。</p> <p>7.3. 人材の育成について</p> <p>リーダーの育成</p> <p>メンバーの育成</p> <p>コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成</p> <p>行政サービス登録制度 削除</p> <p>市民協働事業提案制度 8.2.へ移動</p> <p>(仮称)参画協働支援センターでの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画協働活動団体の運営や活動に関する相談及び支援を行う。 ・参画協働活動の実施情報を収集し発信する。 ・市民等から市民参画協働活動に関する情報収集に努め、市と連絡調整して参画協働の機会を拡大し創出する。 ・市民参画協働活動に参画する人材の募集・育成、専門家の育成及び交流を行う。 ・市民参画協働活動に関する調査及び研究を行う。 ・市民参画協働活動のために、同センターの施設及び設備を利用の用に供する。

中間まとめ	土曜日 G 草案
<p>9. コミュニティ活動の推進 (仮称) 地区市民協議会の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごとに地域の様々な団体が地域課題について話し合うラウンドテーブルを設置する。 ・地域の市民に開かれたものとし、市や自治会等の地域で公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくりを推進する。 <p>10. その他</p> <p>自治基本条例等を検討する必要性 (仮称) 市民参画条例を検討する過程で、西宮市においても、自治基本条例や議会基本条例を制定する必要があるのではないかという意見が出てきました。地方分権が進む中で、(仮称) 市民参画条例に引き続いて、そのような基本条例の制定を検討していくことが求められていると考えます。</p> <p>①自治基本条例とは 自治基本条例とは、自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則を定めたものです。</p> <p>②議会基本条例とは 議会基本条例とは、議会運営の基本的な理念や原則を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図るものです。</p>	<p>8. 参画協働活動の推進</p> <p>8.1. (仮称) 地区参画協働懇談会の開催 小学校区あるいは中学校区ごとに地域の様々な団体が地域課題について話し合う「地区参画協働懇談会」を(仮称)市民参画協働委員会が中心となり実施する。 この会は新しい組織を作るのではなく、既存組織が領域・活動内容を超えて一同に介して、市民参画・協働を基本に話し合いを行なう機会を“地区参画協働懇談会”と称する。</p> <p>8.2. 市民協働事業提案制度 市民は市の機関が行っている事業に対して、その目的、成果等が同一であれば協働事業提案をすることができる。ただし、次の場合は除く。 提案方法については、市民政策提案手続の方法に順ずるものとする。</p> <p>法令などの規定により職員が直接実施しなければならないもの 公権力の行使に関わるもの 市の政策立案などの意思決定に関わるもの 市民が業務を行うことで不利益が生じるもの</p> <p>9. その他</p> <p>(1)自治基本条例等を検討する必要性 (仮称)市民参画条例を検討する過程で、本市においても、自治基本条例や議会基本条例を制定する必要があるのではないかという意見が出てきました。地方分権が進む中で、(仮称)市民参画条例に引き続いて、そのような基本条例の制定を検討していくことが求められていると考えます。</p> <p>(2)条例の見直し (仮称)市民参画条例は4年ごとに見直しを行なう。見直しの具体的作業は(仮称)市民参画協働委員会を中心に広く市民の意見を求め実施するものとする。</p> <p>(3)運用細則の付加 (仮称)市民参画条例の運用のために必要な細則は、適宜制定できるものとする。 手続きは??</p>

中間まとめ	土曜日 G 草案
	<p data-bbox="1149 379 1529 411">土曜日グループからのその他の意見</p> <ol data-bbox="1149 456 1704 555" style="list-style-type: none">1. 提言書の概要版の作成2. 参画・協働の仕組みを図示してわかりやすくする3. 意見交換会での意見を項目別に集約する